

第四十回 参議院内閣委員会會議録第二十号

昭和三十七年四月十二日(木曜日) 午前十時四十三分開会

委員の異動 四月十一日委員村山道雄君辞任につき、その補欠として木村篤太郎君を議長において指名した。

本日委員西田隆男君及び占部秀男君辞任につき、その補欠として田中啓一君及び山本伊三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君

理事 石原幹市郎君 下村 定君 鶴岡 哲夫君

委員

上原 正吉君 木村篤太郎君 田中 啓一君 中野 文門君 一松 定吉君 松村 秀逸君 山本伊三郎君 高瀬荘太郎君

國務大臣 川島正次郎君 三木 武夫君

政府委員 行政管理局 岡崎 英城君 行政管理局長 山口 酉君 北海道開発庁 木村 三男君 総務監理官

第一部 内閣委員会會議録第二十号 昭和三十七年四月十二日【参議院】

科学技術庁 島村 武久君 科学技術局長 杉本 正雄君 計画局長 杉本 正雄君 科学技術庁 原子力局長 榎 文吉君 事務局側 常任委員 伊藤 清君 会専門員 片山 一郎君

説明員 行政管理庁行政 監察局監察審議官

本日の會議に付した案件

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、村山道雄君が辞任され、木村篤太郎君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。政府側から御出席の方は、三木科学技術庁長官、島村官房長、杉本計画局長、榎原子力局長の方でござります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。 【速記中止】

○委員長(河野謙三君) では速記をつけて。

○國岡哲夫君 前回に続きまして放射性降下物調査の問題につきまして若干伺っておきたいと思ひますが、御存じのように、一九四五年の六月ですか、ニューメキシコの砂漠で原爆の実験が行なわれまして以来、三年を除きましては、つまり昨年の九月まで、一九五八年の八月から一九六一年の九月まで、この三年間を除きましては、公然と核爆発の実験が行なわれていたわけですが、したがって、放射性降下物の累積量が漸次やほり増加しているというふうに見なければならぬと思ひますが、昨年ソビエトの大がかりな核爆発実験等が行なわれまして種々問題になったのでありますけれども、警戒量と申しますか、これ以上になるといふと何らかの対策を立てる必要があるという、そういう警戒量というものについて種々これは学者としても意見があるところだと思ひますけれども、行政的にはやはりはつきりと一つのめどというものがなければならぬのではないだろうかというふうな實際考へるわけでありまして、そういう問題につきましても検討を行なわれ、また、そういうことをなされる用意があるかどうかという点について伺いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 放射性降下物が少量であつても無害であるという事は言へない。そういう意味で核爆発実験のようなことがすみやかに停止されることこれが根本対策—これは放射能対策のこれは根本である。しか

し、御指摘のように、ソ連に次いでまたアメリカも再開するという心配でありますので、行政の目安としてある程度の警戒線と申しますか、行政措置の指標になるような指標と申したほうが適當かと思ひますが、そういうものを定める必要がございますために、放射線の審議会が内閣にござります、これに昨年諮問が出ておる。放射能対策本部、これの下に作業班を作つて、

そうして一時的に多量な放射性降下物が降つた場合の指標あるいはストロンチウムのような半減期の長いこういう核種が積もつてくる場合の持続的な場合の指標、この二つに分けて一つの目安をつけたい、これはごく最近の機会にこれをきめたい、そう長らく時間がからぬうちにこれをきめる、こう思つております。

○國岡哲夫君 昨年のソビエトの九月からの相当大がかりな核爆発によりまして累積量がふえたというふうに見られるわけでありまして、昨年、政府が閣議決定で放射線調査対策本部を設けておると思ひますけれども、どの程度累積量がふえたというふうな推定をなさつておられるのか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) ここに資料を持ってありますが、まあ、寿命の短いものは、一時、米子とか福岡等で放射能が急激に増加した場合もござります。これはまあきわめて寿命が短い、一時的なものであります。問題は、ストロンチウムとかセシウムのよ

うな寿命の長いもので、これが、ソ連が核実験を再開して、九月以降十二月までの東京における降下積算量、ストロンチウム九〇については、一平方キロメートル当たり一・一ミリキエーリー、セシウム一三七については、一平方キロメートル五・六ミリキエーリーとなつております。また以上含めまして、昭和三十六年十二月までの総降下積算量は、ストロンチウム九〇については、二平方キロメートル当たり二・六八ミリキエーリー、セシウム一三七については、七七・六ミリキエーリー、こういうふうになつておりますが、この積算量では特に対策を講じなければならぬという積算量ではないという評価でございます。

○國岡哲夫君 四月の末からアメリカが核爆発実験を再開する、それに伴つて、どうも連鎖反動的にソビエトも始めるというふうな情勢のようでありまして、その場合に、今の気象条件等から特に日本が危険な状態に置かれる。その中でも八丈島、あるいは伊豆七島、この辺が危険な状態にさらされるのじゃないかというふうなことで、先般も気象庁のほうからこれらの島々に対する注意が喚起されておるのであります。今、今回の一連のそういうふうなことを想定して政府として何らかの対策をとられるかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) これは、まあどの程度の核爆発実験であるか、どういふ種類の実験をするのか、これは今詳細にわかつておりませんので、ま

ああらゆる場合を想定して、第一番に、迅速な調査をやる。もちろん、禁止水域あるいはその周辺の船舶に対しては十分な注意を与える。あるいはまた、場合によつたら、何段がまえにも考えておきまして、そうしてその核爆発実験による放射性降下物の程度に応じて対策を講じていくという、段階を置いての対策を考えておるわけでありませう。しかし、先方の実態が明らかでないときにいろいろなことを申しますと、対策本部として準備しておる。しかし、さしあたりは、天水飲用者に対しては、これは対策を講じたいという考えでございます。

○鶴岡哲夫君 先ほども長官がおっしゃいましたように、何と申しまして、根本的な対策は、これはもう核爆発実験を停止する、やらないということが最大の問題だというふうな思ふわけですが、この点につきまして、昨年の九月、ソビエトの実験再開に対しても、さらに今回のまた米国の問題につきましても、政府が核爆発実験停止についての抗議を申し入れられ、停止するようにという申し入れをされるという意味合いにおきまして国民の要望にこたえつつあるというふうな考えは、核兵器というものを公然たる武器として認めないという前提がなければ、核爆発実験を停止せよという主張にはなりがたいというふうな思ふわけですが、その点につきまして、核兵器を公然たる武器と認めないという考えがはつきりあるのかどうか。私どもとしては、従来、政府が日本に核兵器を持ち込むことについて非常に強い

態度で臨んでおるわけでありませう。さしあたって、アメリカの核兵器になるわけでありませうが、持ち込みについて拒否しておられるというところは、これは核兵器を公然たる武器というふうには認めたいというお考え方が根本にあつて主張されるというふうに見ておるわけですが、一体、核兵器を公然たる武器というふうに見るのか、見ないのか、その点についての長官の見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 核兵器を公然たる武器と見るか見ないかということは、一つの日本の希望と言ひますか、日本としての希望的な考え方と世界の現実の考え方とを区別して考えなければならぬ。現実には、公然たる武器としてこれを認められておるというところを申していかどうか、とにかく、現実には核兵器が公然として世界に存在している。しかし、日本の立場としては、これは好ましいことではない。だから単に核爆発の実験云々というのではなくして、原爆、核兵器製造禁止、貯蔵禁止、そこまですべていかなければ、これは人類の平和に大きな脅威を与えはならないから、まず核実験の停止協定から入つて、やがては原爆とか核兵器を捨てろ、製造もやめろ、これが日本の立場である、国民もまたこういう考え方を、国民の多数は支持しているというのが政府の確信であります。

が、これを公然たる武器と認めないという希望を持ち、また、強い希望を持っていくという点については、今長官の答弁の中で若干推測されるわけでありませうが、そういうふうにも受け取れるわけでありませうが、公然たる武器であるということですが、これを否定しない以上、核爆発実験に反対するということにはなりがたい。公然たる武器と認めれば、やはり核爆発実験というものは行なわれていかなければ、武器そのものはこれは日進月歩でありまして、常に進歩しているわけですから、実験せざるを得ない。したがつて、実験に反対をする、しないようにする、停止するようにと申すには、公然たる武器であるというところを否定するといふ考えが根底にない以上、私としては核実験停止といういは、それはそれをしてはならないという抗議の仕方も、はなはだ腰のすわらない弱みものになるといふ感じを持ってお見見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 認めるのか認めないのか言つても、あるのですから、現実には、これはこちらが認めないと言つても、これは非常に世界政治の大きな影響力になっているのですから、これは私はいはして意味がない、認めないといふそれよりもっとゆり動かしなければならぬのは、やはり人類の道義的な精神—これだけの脅威を与えて、少数の核保有国が、世界政治に対して、大きな脅威を与えて、人類に放射能の被害によつて大きな脅威を与えている。この世界の失なわれた道義心に対して、これをゆり動かすということよりほかはない。認めないと言つ

たところで現実にあるのですから、この現実を否定することはできない。むしろ世界の道義的な精神に訴へて、これを人類の声として、少数の核保有国に対して、これに影響を与えるというよりほかはない、認める認めないと言ふよりも、問題はそこにあるのではないかと、こう考えるのであります。この原爆とか核兵器、こういうものが平和の脅威になつておるのに対して、日本はもう最も強く、一日も早くこういふ事態をなくしたいという決意は、それはあなたと変わらないのであります。認めないといふことで問題は解決できないといふところに、われわれの悩みもあるわけでありませう。

○鶴岡哲夫君 私、その核兵器が、公然たる武器として存在しているといふことについては現実問題としてこれはもうはつきりあるわけでありませう。しかし、それに対して、日本が認めるか認めないかというとは、また別問題だと思ふのです。たとえばこういう原爆、水爆の出る前に非常に問題になりました毒ガス、あるいは細菌兵器、こういう問題につきましても、これを公然たる武器と認めないという条約ができ、それに対してその条約に調印しないという国もあつたわけですが、アメリカなどもそうですが、公然たる兵器として認める、こういう考え方もあつておるわけですが、こういうような武器に対して公然たる兵器と認めないという態度がない限りにおいては、これは実験を停止せよ停止せよと言つてみましても、腹のすわらない話でありませう、それが大前提じゃないかというふうには私は思ふわけですが、これをくすしてしまつたらどうにもなら

ない。腹の中ではどうも公然たる武器と認めているのだから、実験はやむを得ないだろう。武器と認めればどうしたつて実験を当然認めていかざるを得ないわけですから、重ねてお伺ひしたいのですが、それともう一つ、核兵器を日本に持ち込まないということについて、政府が今まで強い態度で臨んでおりましたが、ただ問題は、今の米ソの軍事戦略体制からいまして、どうも核武装というものを放すにはして考えられない。その場合に、日本の、日米安保条約との関係もありまして、日本が逐次核武装、こういうものに対する矛盾が強まって参つておるのじやないか。政府内部の中からも、将来、小型の核兵器になるならば、これを日本に持ち込むことについても、日本の憲法違反にはならぬのじやないかというふうな言ひ方も行なわれておる。私は、核兵器を公然たる武器として認めない、日本の態度は、これをばつきり前提において、日本に核兵器を持ち込まないという態度を堅持しない以上、これはどうも核爆発実験の停止あるいは抗議をするといひましても、はなはだ腰のすわらない主張になつておるのじやないかというふうな思ふわけですが、そこら辺について長官の見解を承りたい。

○國務大臣(三木武夫君) 核兵器あるいは原爆というふうなもの、これは正当な武器だとは私は思ひません。こういうものが、いろいろ毒ガスとかいろいろなもの、問題になつたごとく、一発でその都市を破壊するようなそれが正当な武器だとは思ひません。したがつて、こういうものが、原爆の保有国

がふえ、核兵器の保有国が世界にふえていく現状は、非常な平和の脅威になるわけですから、なるべくこれを小範囲にとどめて、その小範囲の中で、世界的な協定ができればならぬわけでありまして、日本がまたその戦略環境の一役を買って、核武装して、日本がそういう形で、この日本が、今後の世界政治に対処していくというのは、私は絶対に反対であります。やはりどういう困難があっても、日本はそういう形で、核武装をして身の安全を守るということではなくして、もう少し、その核兵器の保有国がふえていく現状に対して、チェックしていくだけの世界政治に対する使命を日本は持っている。それをあべこべに、自分も持っている。そして米ソの戦略体制の片棒をかつぐということは、やはり、日本の国民感情が許すものではない。自民党もそういう政策を断じてとるべきではない、私の固い決意でございます。

○鶴岡哲夫君 私どもが一番主張点であります核兵器を公然たる武器と認めない、これがはつきりと腰がすわらなければ、私はどうも実験停止、核兵器持ち込み拒否というようなことは、どうも腰が弱い。今、長官のおっしゃいますように、道義的なあるいは国民的感情的なものによってささえられていくというだけでは、どうも感情論に失するのではなからうかという懸念もあるわけでありまして、ですが、長官のお考えはわかりましたので、次に移りたいと思います。

それは科学技術関係の研究費用の問題であります。これは昨年の三月に、総理府統計局が国全体の科学技術研究費を調査いたしましたして、それを発表いたしましたわけでありまして、それによりまして、国全体として民間も合わせるとして三十四年度の経費が、投資というものが、千四百八十九億、そのうちの民間が九百五十六億、こういうふうになっております。残りが国並びに公共団体の研究調査費、前年に比べますと非常にまあ増加をいたしておりますが、民間の増加が非常に多いわけですね。民間の場合におきましては前年は三百五十四億、そして三十四年度が九百五十六億、こういうふうになっておる。これは調査の仕方が三十四年度と三十三年度は違うようでありまして、それを修正してみても三十四年度は三十三年度の約二倍以上に民間の研究投資というものはふえている。それに対しては国の諸機関あるいは公共団体の研究投資というものがわずかに二割しかふえてないという実情であります。

最近、総理府統計局が三十五年度の分について発表いたしましたと思っておりますが、記憶いたしておりますが、その数字を総額幾らになり民間がどれだけという数字がわかっておたらひとつ教えていただきたいと思います。

○国務大臣(三木武夫君) 政府委員からお答えいたします。

○政府委員(島村武久君) お答え申し上げますが、本日ちよつと資料を持って参りませんでしたので、正確な数字を申し上げかねますけれども、先ほど鶴岡委員がおっしゃいました数字に対しては、国全体の研究投資の総額は二千億、概略でございます。こまかい数字は後ほど申し上げます。そのうち民間投資がたしか一千二百億程度であったと記憶

いたしております。こまかい数字は後ほど御提出申し上げたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 それではこの問題についてはもう少し詳しく伺おうと思っておりますが、ただ、科学技術会議が答申第一号を出して、国全体の自然科学系統の研究投資は、国民所得の二〇程度を目標にしておる。そのうちの国その他公共団体の研究投資は〇・九七％を目標にすべきである。こういうような答申を行なうておるわけですね。その答申を行なうてから三年近くになるわけですが、足かけ三年になります。国その他民間を除きました国、公共団体等の研究投資というものは国民所得に占める割合というものはどうもはかばかしくないようですね。それで私のほうで科学技術庁で出してあります科学技術月報、これを資料から拾ってみますと、三十四年度が〇・四五％、三十六年度も〇・五％というふうになっております。それで民間の場合におきましては、この答申にいう国民所得の割合に対して二〇％くらい、それをすでに越しておるわけですね。それに対して、国の研究投資ははるかに落ちておる、格段におくれているわけですね。こういう点について答申とははなはだしく見劣りがするわけですので、これは答申は御存じのように、科学技術会議、総理大臣それに大蔵大臣、もちろん科学技術庁長官等も入られた審議会であるはずで、申を行なうて民間はもうすでにその目標に達したけれども、国がはるかに

くれているという実情はどうもはなはだ遺憾に思っておりますが、そういう点につきまして、一体科学技術庁長官、どういふふうな見解を持っておられますか伺いたいと思っております。

○国務大臣(三木武夫君) まあ今年度の、三十七年度科学技術振興費三百九億、約一二％の増でございます。どうも私も科学技術庁長官に就任しまして、何か新しい工夫をしないと予算というものは飛躍的に増大しない。まあここで科学技術会議等に何か資金、科学技術振興のための資金のようなものが必要なのではないか。予算というものは飛躍しないのですから、一二％くらい前年度に比較して上げていくというところで相当に努力を要する、これをもう少し飛躍的な科学技術振興費にするためには、科学技術振興に対する予算というものを少し再検討しないといけない。振興費の増額にはならないのではないかと。そこで科学技術振興のための基本法を作ろうという空気が非常にできておりました。来年度の通常国会にはこれをぜひ出したという考えでおります。この科学技術基本法とららみ合せて、日本のこの科学技術振興の予算というものの編成のあり方に再検討を加えたい。今のままでは一べんに科学技術の振興費だけがほかの予算に比べて倍にもなるということ、これは、予算の建前としてなかなか言うべくして行なわれないのです。だから、こういう長期的な見通しでやらなければならぬ予算に対しては、今の予算編成のようにならざるを得ないに新しい工夫を要するのではないかと、このことを考えまして、ただいま基本法の制定とららみ合せて科学技術振興費の予算編成のやり方について再検討を加えておるわけでございます。私も満足はしていません、何とかして自分が長官でありまして、予算を飛躍的にふやしたいと、こういう努力はするのであります。今、この予算の仕組みではなかなかそうはいかない。仕組みを変える必要があるという感じを持って検討を加えておるような次第でございます。

○鶴岡哲夫君 ただいまの長官のお話のように、新しい工夫をしなければ予算が飛躍的に増加しないとかあるいは科学技術関係の予算を再検討する必要があり、そのためには科学技術振興の基本法というものを制定して、それに基づいてひとつ科学技術の予算の獲得に多く成果が上がるようにしたいというふうなお話でありますけれども、しかし今お話のように、科学技術関係の国の予算の中で一二％、国全体の経費の膨脹にもはるかに落ちる、半分というふうな割合です。この一二％増加というものは、ちょうど物価が一〇％くらい上がっておりますが、三十六年度、三十七年度、この物価の一〇％上がったものにもやとまあ追いついたというふうな予算、これで科学技術振興だ、科学技術振興だと言つて非常に大きなかけ声——まあ現実の社会情勢としては、これは科学技術を何とかして振興しなければならぬというたいへんなところなきにきいておる、このように思われます。にかかわらず、このように予算のあり方では、これははなはだしく私は誠意が欠けておるんじゃないかというように思われますし、先ほど申し上げました科学技術会議——総理大臣から科学技術庁長官、大蔵大臣、経済企画庁長官、こういうふうな関係の方々が入っ

ておられるこの科学技術会議の答申、三年前に出ておる答申にはるかに及ばない、半分だというような事態では、私は政府の科学技術振興に対する熱意というものを根本から疑いたくなる。それは予算の編成がどうであるとか、あるいは新しい工夫をしなければどうであるとかいう問題もあるかと思ひます。しかし、三年前に、政府みずからが入って、総理大臣も入って、大蔵大臣も入って作った答申にはるかに及ばないという実情では、私ははなはだ遺憾に思ひますし、まあ急激にこれは増大を必要があると思ひます。けれども、どうもただいまの科学技術庁長官の御答弁では通り一べんのように思ひますし、これでは科学技術振興ということが言えないのじゃないかというふうに思ひますがね。日本の国の全体の発展にとりまして、これは最大の私は欠陥じゃないだろうかとも、ちろんいろいろそのほかにも研究公務員の処遇の問題とかいろいろありますけれども、しかし、何を言っても、この予算のこういう状態でははなはだ遺憾であるというふうに申し上げたいわけですから。重ねて長官のひとつ御見解を承っておきたいと思ひます。

を感じておる次第でございます。○鶴岡哲夫君 次に、同じくこの問題に関連をいたしまして、科学技術庁の中に設置されておりますところの研究所が三つあるわけでありまして、その中の航空技術研究所それから金属材料技術研究所、これはいずれも各行政機関の研究所で行なわれていない試験研究をここで集中的に強力に進めようというところ、また、科学技術庁が模範的な研究所を作ろうというように進められたものというように思ひます。この航空技術研究所、これは三十年の七月に発足をいたしました。第一次六カ年計画というに基づいて累年努力してこられたわけですが、昨年その六カ年計画が終わったわけですが、終ったところで、この六カ年計画と対比してみます場合に、航空技術研究所の定員は五％だと思ひます。第一次です。六カ年計画の半分ということになるわけですね。施設費予算の関係では六九％というふうになっております。どうも科学技術研究所自身を持っておられます研究所ははなはだしく計画とはずれているのじゃないか。

六カ年計画の半分くらいだという話ではどうにもならない。どうも羊頭狗肉の策という、こういうものでは私どもとしましては納得できにくいですが、長官のひとつ見解を承っておきたいと思ひます。○國務大臣(三木武夫君) 人員あるいは施設に對してできる限り研究機関の要望にも沿うことが好ましいのでございます。全体としての今申しました科学技術振興に對する予算が必ずしも満足な状態でないために、その中で取捨選択して重要な部門をやっていくことになって、必ずしも要望の人員と施設というものが十二分にはいっていないと思ひます。そのために大きな研究所の研究に支障を来たすと思ひておりませんが、これは十分でない。したがって、国立のいろいろな研究機関、科学技術庁の管轄以外にも数多くございまして、こういう研究機関のあり方というものについても、これはよほど検討を要するのではないかとこのことで、私就任して以来、科学技術会議に国立研究機関というものの今のようなお話を含めて、あり方というものをひとつ実地にみな科学技術会議のメンバーが見て、ひとつ再検討してもらえないかと、ひとつ再検討したわけでもありません。大体来年度の予算等の編成にも間に合うように五月末ごろまでに答申をもらいたいというところで、今鋭意この問題の再検討をやってくれておるわけでございます。そういうこと等にもならみ合わして、そういう研究機関の今後の運営の方針に對しても検討を加えたい心境でございます。

中設けられておる三つの試験技術研究所、あるいは金属材料技術研究所、これらの六カ年計画が終わり、あるいは五カ年計画が終わっても、はなはだしく見劣りするようないまじい。そういうことは研究にそう差しつかえないというお話でありまして、この科学技術庁月報を見ますと、うと明らかに差しかえておる。これは当然六カ年計画でこれだけやろうという研究課題がはつきり確立しておるわけですから、その場合に第一次六カ年計画が終わって人間が半分しかないということになりまして、これは調査項目を削らなければならぬ。当然そうなるわけですが、したがって、差しつかえないというふうなことは私にはないと思ひます。こういう中でさういふものが削られるを得ないことははつきり出ておるわけですから、ですから、どうも私は科学技術関係についての政府の熱意が非常に足りないのではないかというふうに思ひます。ですから、三木長官もこの点について、もつと抜本的にやっばりお考えいただきませんと、これは国の施策の一番弱点になつてくるので、一朝一夕にはなかなか出てこない。しかし、こういうふうな五カ年計画は進んでいく、六カ年計画は進んでいくという中において、明らかにもう終わった状態に立ち至つておるというふうな思ひます。ですから、長官も一その御尽力をひとつ強く要望いたしておきたいと思ひます。

○政府委員(島村武久君) ただいま鶴岡委員のおっしゃいましたとおりでございます。まして、当初計画に對して予算的にも人員的にも相当のスレのあることは事実でございます。したがって、当初計画いたしましたとおりの研究項目等をそのまま遂行しておるといふ状況にないことは確かでございます。ただ、予算的な面を申しますと、当初何分にも五年以前に計画いたしましたことでも、施設のズレが当然に人員のズレを呼び起こすというふうな観点もございまして、いわば、昨年からは年にかけて工合が悪くなったといふこととでなくて、毎年々々の少しづつズレが重なつた結果さういふことになつてきておるといふふうな考へるわけでございます。何分にも五年前あるいは六年前に立てました計画でございますので、私どもといたしましては、新し

が、これは私は了解つかない、六年題でありますから、おいそれとなかなかいのですけれども、今後、科学技術

い時勢の動き、科学技術の進歩に即応いたしまして、また、ここで新しく計画を練り直しまして、御指摘のありましたようなことのないように、今後十分気をつけて努力いたして参りたいと考えてるわけでございます。

なお、先ほどお尋ねのございました総理府で取りました統計の資料がございましたので、先ほどの数字をややこまかく御説明申し上げたいと思っております。

三十五年度に科学技術関係で使用いたしました研究費の総額は一千八百四十四億三千万円でございます。それに対して、そのうちに占めますところの民間の研究、これは会社等の実支出額をとっておりますが六〇・七%、金額にいたしまして一千二百二十億五千二百万円ということになっております。なお、これを国民所得に比較いたしますと、科学技術会議が答申されております二%には及びませんけれども、総額におきましてはややそれに近くなりつつある。ただし御指摘のとおり、国の支出は逆に伸びが落ちております。民間の研究投資の拡大によって、総体的に見ますとその辺にやや近づきつつあるという事は言えるわけでありませぬ。国のほうは逆に伸びが落ちておるといふことでございます。簡単でございますけれども、先ほどのお尋ねの点について補足させていただきます。

○鶴岡哲夫君 この点については重ねて申し上げますが、ただ、今お話のありました航空技術研究所、それから金属材料技術研究所、これの五カ年計画あるいは六カ年計画というものが、前のことだからというお話を

が、これは私は了解つかない、六年前、五年前にこういふ計画を立てたので、ここ三、四年の間科学技術の発展というものはたいへんなものがあるわけですね。したがって、民間の場合におきまして、研究費が一挙にこの三年ぐらゐの間に二倍以上にふくれ上

が、この間に二倍以上にふくれ上つておる、したがって、七年前に立てた航空技術研究所の計画が膨大になつていくというならわかります。しかし、七年前に立てたやつが半分には

おきたいと思つておるわけでございます。先ほど長官に申し上げましたように、一そこの御努力をひとつ要望いたしておきたいと思つておるわけでございます。

それから次に、三木長官が昨年の九月にウイーンで開かれました国際原子力機関の第五回総会に御出席になつた、そしてお帰りになつて発表なされましたのが、この科学技術庁の月報に載つておるわけでありませぬ。その中で長官が、原子力の平和利用の積極化、これに対する国際協力を強めていくというようなことを主張して共感を

題でありますから、おいそれとなかなかすくというわけには参らなれないと思つたが、どういふふうに進歩しておるか、あるいはこれからどういふふうにお進めになるのかその点お伺いしたいと思つておるわけでございます。

○国務大臣(三木武夫君) 国際原子力機関の理事會に、日本のアジア・アイソトープ・センター設置の概要と申しますか、これを理事會に提示したのは

二月のことでございます。そして国際原子力機関においてもこれに検討を加えておるわけでありませぬ。日本としてもそういう理事會並びに、これはアジアのセンターでありますから、東南アジア等の諸国とも外交機関を通じて

接触をいたしておるわけでございます。せむ日本に置きたいと、こういう面を、原子力の平和利用の面で国際的な役割を日本が果たすことが、好ましいと私は考へておるわけでありませぬ。来月には科学技術庁から職員を派遣しまして東南アジア諸国も回らしたい、それからウイーンにも参りまして、その際して国際原子力機関の理事會中とも接触をするようにしてこれを促進したいと思つておるわけでありませぬ。何分にもこれは日本だけでないものでありまして、アジアのセンターでありますから、そういういろいろの外国との関係がございませぬので、私が考へておつたよりも多少時間は延びるのでありますが、せむこれは実現したいと考へてせむ努力をいたしておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 次に、最後になりましたが、研究機関の団地化、あるいは集団化というふうなことが最近非常に言われておりますが、どうも団地化、集団化というものの意味がはっきりしないのですけれども、今後、科学技術機関に与えます影響も非常に重大なものであると思つております。内容はわかりませぬけれども、どうも団地化、集団化というところ、どこか集めるのじやないかという気がするわけですね。そこでこの団地化、集団化はどういふことなのか伺いたい。それからこれがどうも都市に対する人口集中、東京都に対する人口集中という立場から、研究諸機関の集団化、団地化が考へられておるのじやないだろうかという気もするわけなんです。そこら辺のことにつきましまして、事務当局からでもよろしくうございませぬが、どういふことなのか伺つておきたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(島村武久君) 実は集団化という言葉自体は、必ずしもその内容を正確に言い表わしておる言葉ではないかもしれないといふことを私も考へておるわけでありませぬ。私どもが考へておりますことにつきましまして概略申し上げたいと思つておるわけでありませぬ。国立の研究機関は、先ほど長官からも申し上げましたとおり、そのあり方というものについて相当考へ直さなければならぬ段階に来ております。それは一つには科学技術全体の歩み、日進月歩の趨勢といふことのほかに、さらに大きく大学あるいは民間の研究といつたようなものとの比較検討において考へられるのでありまして、したがつて、それとは別個に、一般的に申しますと非常に研究が細分化されてきておると同時に、それぞれの研究の間に密接な連絡協同といふようなことを必要とする面が出てきております。さらに研究の用具、あるいは道具と申しますか、手段といたしましての機械、設備等も、おいおいに非常に大きなものを必要とするといふような傾向もございませぬ。端的に申しますと、通産省関係の機関で申しますならば、従来のような試験研究機関の分類方法自体が、機械でありませぬとか、繊維であるとかいふような分け方で研究所を構成したほうがいかにどうかといふような問題もあるわけでありませぬ。したがつて、そういった全体の構想の上から研究機関の再編成といふことが考へられなければならぬと思つておるわけでありませぬ。したがつて、東大あたり

編成して、そうして能率よく研究を進めるといふことがふさわしいのではなからうかというところで、研究機関のいわば団地化あるいは集団化ということが唱えられるようになっておるといふふうにも私どもはたしなましては考えておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 まあよく然としていろいろ話にも受け取れますけれども、通産省が今度の三十七年度の予算の中に、十六億の予算を要求いたしました。通産関係の試験研究機関、これを団地化したいという要求を大蔵省に提示しておるようでありまして、ただこれは、ことしは一千万円の調査費という形で終わっております。で、そういう経過から見ますと、団地化というのは相当意欲的に、積極的に進めようという動きがあるのではないかと。特にこの試験研究機関の大宗を占めておりますのは、何と申しましてもやはり通産関係であります。その通産関係に、これだけの、しかも装備が要るといふことになりますと、相当具体的に、問題として相当研究されておるのではなからうかという気もするわけですが、科学技術の総合的な任務を持っておられます。科学技術庁がそれらを具体的に進められておるのですか、それとも今お話の程度の、もたもたした話があるという、あるいはそういう意見が出ておるといふ程度のものでしたのですか、どこか何年かの目標を置いてそれで進めていこうというお考え方なんでしょうか。

○政府委員(島村武久君) 通産省の考へ方に対しては、科学技術庁といたしましては、極めて非常なところから、三十七年度の予算の際にも大蔵省に意見を申し述べておるわけでございますが、その際に科学技術庁といたしましては、通産省の集団化、団地化構想自体が通産省だけの問題として終わるものではない、実は点晴を欠くという考え方を持っておりますわけでございます。他の省庁におきましても、でき得る限りこれを通産省の構想に合わせまして、そしてさらに大きな意味でもっと徹底した、いわば団地化の構想というものを實現することが望ましい。そうしてその際には、先ほど申しましたように、内部機構といたしましても再検討を加える必要があるという考え方を持っておりますわけでございますが、具体的に何年計画によってこれを實現するかということにつきましては、通産省自体として、現在いわばその内部構想等につきましても、さらにこれに各省の分も合わせ現在のところ、まだ何カ年計画でどこにというところ、まだ進捗いたしてはおりません。ただ、三十八年度の予算要求のころまでには何とかこの構想を具体化するために一歩前進したいという気持ちで現在おるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 どうも承っております。科学技術庁が各行政機関の試験研究の総合調整という立場から見て、はなはだたよりないような感じを受けるわけですが、通産省が十六億という金をすでに要求して、今回は成立しなかつた。しませんが、一千万円という金がついて、調査を進めるといふ非常な積極的な意欲を燃やしている。また、通産省の工業技術院と科学技術庁との関係でうまくいかない、先を越されてしまふと、せっかくの集団化、あるいは団地化というものが、試験研究の根本的な編成を考えた団地化なり、あるいは集団化というものが、どうもまたそこを来たすというふうな懸念をするわけですね。通産省も、もつとやはり科学技術庁としまして、これらの点についても積極的な意欲を持って考えていかないと、工業技術院に、してやられてしまふという、少しばかり妙な言い方ですけども、しかし、常識で言いますと、そういうふうな言い方をしたくなるわけですね。これについて長官、どういふふうに考えておられますか。

○国務大臣(三木武夫君) 通産省の団地化の希望というものがよくわれわれも承知してはいるのでありますが、これらについては、先ほど私が述べましたように、科学技術会議で、この国立研究機関というふうなものに対してのあり方も検討を加えているわけですが、その場合の、これは一つの問題点として取り上げてもらいたいというところを述べているわけでありまして、これは皆さん御承知のように、都内にある研究所は、施設を拡充しようとしても用地にも困るといふことで、これが一点。もう一つは、やはり人口の都市集積の状態からして、何か全部の国立研究機関が一つの場所に行くということに困難でございます。ところが、一つの研究都市のようなものを作つて、一つの都市計画として考える余地はないのかということもわれわれの考え方の中にはあるわけですね。そういう点で団地化といふことも、何かお互いに相互の連絡をとるのにも、集団的に研究機関が一緒である場合が便利なこと多いわけですから、今言ったような観点で、今後都内から郊外に出るような場合に、多少各官庁がめいめい勝手にそういうことをするのはなくして、大きな計画のもとに、今後はそういう集団化というものを考えていきたいという考え方を私は持っております。それが科学技術会議においても検討されている一つの問題点になっておるのでございます。

○鶴岡哲夫君 こういふような試験研究機関を団地化する、どこかにでつかい研究都市みたいなものを作るというのは、世界にそういうものがあるのでしょうか。私は確かに、ここに試験研究機関をとりました場合には、敷地が狭くなつて、あるいは農林省の研究所でいいますと、都市のどまん中に、今や林業試験所があるというふうなことも、確かにこれはどこかに持つていったほうがよからうというふうな感じを受けるわけでありまして、けれども、しかし、今後私は、全部そういう試験研究機関をどこかの都市に持つていくという考え方については、これは国立の試験研究機関の連絡調整にはいいでしょうけれども、しかし、それぞれの試験研究機関の伝統もありまして、あるいは特質もありまして、簡単にどこかの都市に持つていかれるというのでは問題があるのではないかと思ひます。さらに御承知のように、民間の試験研究機関が非常に飛躍的に発展して参つておりますから、これは民間の試験研究機関との調整連絡といふことも非常に重要な内容になっておると思ひます。そういう場合に民間もそこに持つていかなければ、これはあまりたいしたものにならないのではないかと気がおこします。いろいろ問題があると思ひますが、何かこういう試験研究機関の団地化なり、あるいは集団化を立てられませう場合に、ある程度の理想像というものがすっかり与えられないと、何か今おっしゃつた都市計画みたいなもので考えられるような便宜主義、試験研究の立場からいいますと便宜主義ということになります。どうもすっきりしないものがあるのですが、ですからこれについて、ぜひ慎重な御検討をいただいて進められるように要望いたしておきたいと思ひます。

○委員(河野謙三君) ちよつと速記とめて  
○委員(河野謙三君) 速記とめて。  
○委員(河野謙三君) この際、委員の異動について御報告いたします。ただいま西田隆男君が委員を辞任され、田中啓一君が委員に選任されました。  
○委員(河野謙三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め御異議ございませんか。  
○委員(河野謙三君) 御異議ないと思ひます。  
○委員(河野謙三君) 御異議ないと思ひます。  
それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。  
○委員(河野謙三君) 御異議ないと思ひます。

認めます。  
○国務大臣(川島正次郎君) 行政不服審査法の施行に際しては、行政不服審査法による不服申し立て

認めます。

それではこれより採決に入ります。科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成については、慣例によってこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

午前の審議はこの程度にとどめ、午後は午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時三十分再開

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日占部秀男君が辞任され、山本伊三郎君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、四月五日予備審査のため本委員会に付託されました行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(川島正次郎君) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、その提案理由を説明申し上げます。

この法律案は、行政不服審査法が不服申し立てに関する統一法規として現行の訴願制度を全面的に整備するのに伴いまして、関係法律二百六十八件につき、必要な整理等を行なうとするものであります。

すなわち、第一は、行政不服審査法が一般概括主義を取り入れたため、関係法律において、不服申し立てをできる旨の規定が重複することとなり、すので、これらを削除したことであり

第二は、行政不服審査法案において、不服申し立てに関する名称を統一して審査請求、異議申し立て及び再審査請求としたこと、これに伴い、関係法律につき、名称を整理したことであり、

第三は、審査請求に関しまして、直近上級行政庁以外の行政庁を審査庁とする必要のあるものにつき、特例を規定したことであり、

第四は、不服申立期間につき、個々の制度の特殊性にかんがみ、必要なものにつき、例外的に特例を定めたこと

第五は、ものの検査、検定等の結果にかかる処分、特に緊急を要する処分等、当該処分の性質上、行政不服審査法による不服申し立てを認めるのが適当でない処分等につきましては、これを除外し、また、行政審判その他不服申立制度として現に整備された制度があり、これらによらしめるのが適当と認められるものにつきましては、

行政不服審査法による不服申し立てから除外することとしたことであり、以上が、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案のおもな内容でありまして、いずれも、行政不服審査法案の趣旨並びに現行制度の運用の実態に照らし必要とされる関係法律の改正であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、行政管理局設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。なお、本案は、衆議院において、お手元に配付いたしましたように、若干修正されておりますので、御了承願います。

政府側から出席の方は、川島行政管理局長官、岡崎行政管理局長官、山口行政管理局長官、木村北海道開発庁総務管理官の方でございます。

○山本伊三郎君 川島長官にちよっとまず聞いておきたいのですが、臨時行政調査会が出発いたしました、いろいろ御苦労であります、それに関係して、その問題についてはきょうはあまた触れませんが、今度の国会において相当各省の設置法の改正が出てきてお

る。それはものによってはわれわれとしても納得されるものも相当あります

が、特にこの庁の設置とか、防衛庁の設置法なんかは、相当行政機構の根本に触れるような改正が中に盛り込まれているのです。ことに、厚生省設置法なんかを見ますと、頭のほうでつかくわかって、兵隊がどっちについておるか

わからないというふうな状態の設置法の改正なんです。こういうものは、たまたま川島長官が力を入れておられるけれども、臨時行政調査会があるのだから、そういう答申なり審議を待ってこ

ういう改正案を出せばいいと思うのですが、その点の所見をひとつ大臣に聞いておきたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 全体の方針としては、なるべく機構の新設、拡充等は認めない態度で、三十七年度予算の編成に当たったのでござ

います。しかし、中には至急を要するものがありまして、一部機構の擴張、新設を認めました。ただいま御指摘の社会保険庁などもその一つでござ

います。最近社会保険業務などが非常に拡大されて、適切な運営をす

るためには保険庁のような組織が必要だ、こういうふうには私は認めまして、厚生大臣ともずいぶん相談いたしました、新設を行政管理局として認めたのでありまして、しかし人員の増は全くいたしておりません。それは厚生省内部の配置転換によってこれをまかなう

めることができると思うのですが、その実態を見ると、厚生大臣も監督し、また保険庁の長官がやる、そういうことと、二重、三重に地方の第一線へ行くという監督を受け、指導を受けるような形に変えてきておるので

も、もちろん、これは、この設置法がかかったときには、相当言いますが、厚生大臣は自分のいような話をすると思

うのですが、これらをすべて統制管轄される行政管理局として、私は一つの反省を促しておきたいのです。権限外かどうかは知りませんが、閣議でも

もちろんこれは問題にされたと思うのですが、今度のこの厚生省設置法のあ

る問題と関係ありませんが、たまたま臨時行政調査会を主宰される長官です

から、こういうものもはもう少し少しいうところできつくりとやはり審議を

して、意見を聞いてやられたほうがよかったです。意見が聞かれないかと思

でこれを認められたのでしょうか、もう一回ひとつ御意見を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 社会保険庁につきましては、これまでございませぬ。社会保険制度審議会ではいろいろ御意見の結果、答申として出ておりますのは、社会保険庁設置法ということでございます。その答申を尊重して私も認めたのであります。臨時行政調査会でございます。臨時行政調査会では、この問題をとり扱わないという意味はございませぬけれども、臨時行政調査会のほうは、もともと根本的な行政の体質をどう改善するかとことに重点を置いてやっております。臨時行政調査会等御協賛も得ておるわけでございます。今回の社会保険庁は、従来の審議会の答申を私は尊重いたしました。またその答申の内容が適当と思ひまして、行管としてはこれを認めた、こういうわけなのでございます。

○山本伊三郎君 私、そういう社会保障制度審議会の答申によって尊重してやられたというのですが、臨時行政調査会が取り扱う問題はもとと根本的だという大臣の説明ですが、国民が一番密接に利害、便宜を感じるの、あつたや事業庁の問題ですね。われわれとしてはやはり、そういうものをどうすれば国民が――社会保険の関係のある国民が便利に、しかも簡単に給付なり、あるいはいろいろの事務がやれるかということが、私は大事じゃないかと思うのです。で、その他のまあ審議会からの答申も考えられますが、私はあの答申は十分聞いておりませぬ。しかし、やられた結果は、長官どう思

われますか。あれでは、実際問題としてあれを作った価値といふものは認められない。たとえば、大蔵省の主税局とそれから国税庁、こういう関係はわかるのです。一方は徴税だけに重点を置いての国税庁、一方は主税局という一つの計画、企画をする――そういう形におそらくなっていないのです。最初の方々は、そういうことで答申しておると思ふのです。しかし、今やっておるといふのは、実態はそうならないと思ふ。この点は、行管理庁も、十分答申を尊重するということだけであつて、やはりそういう点も考へてやつていかねと、臨時行政調査会を作つた、一体それは何をやるのか、根本的な問題をやるのだと言われまされども、一体根本的な行政機構の改革といふのはどういふものか、こ

ういふわれわれは疑問を起すのです。一体、今言われた大臣の根本的な行政機構の改革といふのは、構想といふものは答申をもちてやられるのです。一体大臣はどういふことを考へておられるか、たとえばの問題ですが、ちよつとそれをお伺ひしたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 臨時行政調査会をたたいま扱おうとしております事は、各省庁にまたがりまして、共済組合の事項が多いのであります。それがために行政効率を阻害しておりますから、そういうものを整理して、たとえば交通問題につきましては、各省庁にまたがりまして、交通行政がうまくいっていないので、そういうものを取り上げてやろうというのが、われわれの臨時行政調査会の方針なのであります。社会保険庁は、厚生省だけの問題であります。競合、共済の事項

はないのであります。なお、たたいま御指摘の新しくできた保険庁と従来の厚生省内の内部部局との関係、あるいは府県に配置してある厚生省派遣の官吏の関係がありますからして、一応関係の局長から説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 社会保険庁の新設につきましては、たたいま長官から申し上げましたとおり、社会保険制度審議会の答申の趣旨にのっとりまして作つたわけでございますが、その考へ方とは、監督、企画というようにな直接厚生大臣が非常に深い指導力を持つてやらなければならぬということも、ルーズン化した事業につきま

しては、これを外局として分離する。そのうして、もちろんこれは厚生大臣の管理のもとにはございませぬけれども、しかし、外局といふものは、一応相当広い範囲の独立的活動をするようになるのであります。内局に対する監督とは、きわめてその監督の態様におきましては違ひがあるわけでございます。そういうことで、実施部門につきましては、十分運営上の能率をはかつていきたい。それで、従来それを内局で両方取り扱つておりましたために、いろいろ幹部の頭を使う作業量と申しまつるか、そういう業務量が多くなりまして、錯綜いたして、能率が悪いという面が一面機構上ございませぬ。さらにまた、厚生省といふのは、監督的の面と同時に、その監督を受ける方面のものを持つておるわけでございます。それを同じ局で扱うといふことは適当ではないといふので、これを外局に分離するといふようになつたわけであり

ま。○山本伊三郎君 局長からの答弁でい

りましたので、たとえば部にはいたしましても四つ新設する、部課を合わせたす、現在の機構よりも十四くらい部課が多くなつております。そこで、分離するといふ思想につきましては、これは妥当であるかどうか考えましたけれども、しかし機構をそのために拡大するといふ理由は認められませぬので、それを縮小いたしました。従来厚生省が持つておりました上級職の範囲内では認め、こういう構想に變更してしまつた次第でございます。そういう面では、これが法案になります前に、予算の編成の際には、行管理庁の下審査を得まして、そこで修正されたものにつきまして予算を編成する、こういう段取りにいたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 僕、尋ねておる焦点は、今まで大体聞いておるのは、各省から出でたきかどういふ設置法の改正、特に局の設置とか、そういうものについては、行管理庁が一応そういう基本的な意見は言うけれども、もうそのまますつと認められておる状態であるかと申すね。はたして、行管理庁でそれをどれだけセーブして、言うてきたやつを取りやめさしたか、こういう点を私は聞きたいのです。具体的に言うてもらわぬでも、そういうことがあるかどうか。今まで大体素通りしてきておるのじゃないかと思ひます。今度の場合でも、本委員会に付託された各省設置法の中でも、相当多数の局が設置されている。それがた

めは、やはり行政組織が複雑化していること、私はいじめないと思ひます。そういう点をちよつと聞きたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) お答えいたし

ます。たとえば、外局の設置につきま

て申しますと、統制経済から自由経済

ましては、組織なり、それから事業の

いうものが重点になつておつたのです

いてそつたたびが頻度を多くやられた



しかし、やられた結果は、長官どう思

ます。たとえば、外局の設置につきましては、本年度の要求は五つございませぬ。本年度承認いたしましたのは二つございませぬ。それから、局の設置、昇格につきましては、要求としては十七出ております。そのうち六つを認められております。それから、部につきましては、二十の増設の要求がございませぬが、そのうち六つを認めておる。こういう状況で、要求は非常にたくさんございませぬ。それをいろいろ検討して、緊急やむを得ないと認められるものを最小限度にしほつて認めていくつもりでおります。

○山本伊三郎君 大体それで行政管理局の役割はわかつたんですが、われわれがこういう審議をしておると、その省その省は大体言いが分ると思つて、作の上においては、私は早くから主張しておつたんですが、提案する場合でも、これは各省ごとのそういうものでなくして、こういう各省の設置法は、これは行政組織につながる問題だから、行政管理局が一括して、その年度においてこれとこれをやるんだということ、主務官庁といひますか、それは行政管理局としてやるわけにいかぬですか。

○政府委員(山口重君) 行政管理局の権限からいひますと、行政管理局で合理的なと思われる新しい機構の構想を立てて、これを各省に勧告いたしまして立案させるといふことはできるやうになつております。ただ、今までの實際からいひますと、今までそういうことがないわけではございませぬ。これは、全体の政府の機構の体制を大改革しよう、たとえば客観情勢が非常に変わったというやうな場合、たとえ

て申しますと、統制経済から自由経済に非常に大幅に移行してきた、あるいは経済九原則というやうなものが出来て、非常に行政費を節約しなければならぬというやうな問題、あるいは占領下から独立した国情にふさわしい制度に直さなければならぬというやうな、非常に大きな基本線のもとに実施いたします改革につきましては、行政管理局が中心になつてそういう改革の案を作り、各省にこれを示して協力を求める、こういう体制でやつておりますが、通常の状況下において、それぞれ徐々に客観情勢というものが移りますために、いろいろな面で行政の実態が変化して行つていくわけですね。それに伴つて手直しをしていくというものにつきましては、たとえば本年度のように、ここ数年のやうな状況下におきましては、各省がそれぞれ自分たちの政策実施に都合のいいと思われる案を出しまして、それを行政管理局の立場で審査すると、こういう体制で実施いたしております。

○山本伊三郎君 それでは、この設置法の本案に移りたいんですが、今度のはたしか四つですかの事業団の監察を含めるという内容ですが、現在までに、こういう公団あるいは事業団、こういうものの監察された数と、それから実績について、ひとつ概略でいひますから、どういふ公団あるいは公団、事業団を監察したか、これをちょっと……。

○説明員(片山一郎君) 手許に資料がございませぬので詳細なことを申し上げかねますが、大体二十四ほどやりました。公社、公団、公庫を。内容とし

ましては、組織なり、それから事業の運営を調査したのでございませぬ。

○山本伊三郎君 ちょっと、具体的にどこをやつたか。

○説明員(片山一郎君) 公社といたしましては、国鉄、電電公社、専売公社、公団といたしましては、住宅公団、道路公団、森林開発公団、農地開発機械公団、国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫。

○山本伊三郎君 その際、公社は一定の国民金融公庫、そういうところの監察の結果、顕著な改革を要するというやうなやつは、あなたの記憶ではどういふものがあつたですか。

○説明員(片山一郎君) 私ちょっと記憶が、はっきり覚えておりませぬですが、けれども、今の記憶では公団の監事制度でございませぬ、それからやはり公団の業務の運営上の問題、そういう点に特に重点を置いてやつたわけがございませぬ。今ちょっと資料がございませぬので、詳細に申し上げることはできませんが……。

【速記中止】

○委員長(河野謙三君) 速記を始めて。○山本伊三郎君 実は、もうだいたいお前ですが、私はこういう事業団とか公団なんかの監察は嚴重にやつてもらいたという希望を述べたのでございませぬ。今、会計監査とか国の補助のあつたやつは、大蔵省とか、いろいろな方面の監査もありませぬけれども、それはすべて事業の後の監査であつて、しかもそれは主として金銭の問題とかさう

いふものが重点になつておつたのでございませぬ。住宅公団にしても、道路公団にしても、国民金融公庫にしても、これは全く一般庶民に影響のある事業です。それから、公団でもいろいろ非難のある点、もう皆さん御存じのとおりなんです。したがつて、そういうものは、監査の結果、新聞にも出されておると思ひます。また、皆さん方の行政管理局からもそういう点は出ておると思ひますが、われわれもその点はいろいろと勉強する時間もなかつたのです。こういう機会に、特に皆さん方がこういう点の問題であつたということを実は聞きたかつたのですが、実際資料で見ると言つても、なかなか大臣も同じだと思ひますが、なかなか資料を調べるといふのは、時間もわれわれもないので、こういう設置法のとときに、こういう公団にはこういう改良すべき問題がある——今監事制度、業務の運営については調査をしたというが、相当いろいろ問題があると思つたのですが、そういう点で、きょうは資料がないというので、これで置いておきますが、ただ、今度の中小企業退職金共済事業団とか、あるいは鉱業復旧事業団、これは今度初めてこれが監察の対象にされたのでございませぬ、行政管理局の監察事務の実態から見ると——案外といふよりも、陣容から見ると、相当対象が多いのに、十分今の審議官といひますか、審議官ではやれるかどうかという、私はそういう危懼をしておる。その点、今二十歳つやつたと言われましても、これはおそろしく一回ぐらひしかやつておらぬのじゃないですか、各種別には、国鉄、専売、電電、公社のほうについては私はもう触れませんが、公団につ

いてそなたびたび頻度を多くやられたかどうか、おそろしく一回ぐらひやつたという程度じゃないのですか、その点ひとつ。

○説明員(片山一郎君) 公社は別としてお話しのとおり、公団につきましては、今お話しのとおり、一回でございませぬ。

○山本伊三郎君 多分そつたらうと思つて、それはたびたびやれと言つてもやれる陣容でないのですが、現在監察に当たつておる人員はどれぐらゐられるのですか。

○説明員(片山一郎君) 公団を担当いたしてあります監察官は一名でございませぬ。監察官全体は十三名でございませぬ。審議官は四名でございませぬ。

マを取り上げました際には、それだけの人数を、ほぼその程度の人数は動員できるということでございます。

○山本伊三郎君 公団、公庫の監察ですが、本省では、十三人程度で、各管区監察局からいろいろ応援が出ると、こういうことですが、それではなかなか十分やれないと思う。また、それほどの陣容をそろえるということは、今の段階では無理だと思えます。ぜひこれはひとつ、無理をしてでも徹底的にやってもらいたい。これは、戦後一番問題になるのは、公団、公庫で、これは、社会的にも、また一般国民にも、影響のある仕事に携わっておるものだと思う。しかも、これは今の池田内閣というわけではないが、だんだんと一般行政事務とみなされるものを公団、公庫に移行していく傾向が多い。また、今度は経済企画庁ですか、水資源の公団もまたできるようだし、だんだんふえていくと思う。これは、私は経営内容なんかについてそんな不正があるとは言わない。また、行政管理庁はそういう不正をあく監察ではないのですから——指導ということを念頭に置いていろいろのいいが、どうも私いろいろ公団なんかに行ってみると、どうかと思うような実態が見られるのです。これは、官庁でもない、会社でもない、こういう組織ですから、どうもその点は、私としては納得できない面がある。一面これの運営によつては、あるいは行政官庁がやらずに、公団にまかしたほうがいい場合もあるでしょうけれども、問題は私はあると思う。もうそうならば、一にかかつて、この行政監察と申しますか、監察というものは、非常にその使命に大きくなって

くると思ふのです。この点について、資料がないので、具体的に御尋ねすることはできないのですが、管理庁長官として、こういう公団、公社について、今後ますますふえていくのです。行政管理庁としては、この傾向についてどういう御意見持っておられるか。長官にちよつと伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 公社、公団、事業団等のあり方につきまして、世間でもいろいろ批判がございまして、最近の東北開発株式会社の場合を見ましてもそうでありまして、私もそうした団体については、特に監査、調査をする必要があると、かねがね考へておつたのであります。今もお話になりましたとおり、ほんとうにひとつこれから考へたいとして、今後そうした公団の運営に誤りないように監査、調査を続けたいと、かように考へております。

○山本伊三郎君 まあ今のところはそういう大きな問題も出てないのですが、将来私は問題を起すのはこういう方面でなからうかという実は心配をするのです。たまたま行政管理庁では相当馬力をかけてやっておられますが、これは何も推測で私はいませんが、相対いろいろ私のところにも投書も来ますけれども、そういうものは、信頼性のない場合には、私はそんなものは一切口外しません、やはりそういうことを言つてくるところを見ると、やはり何らかそこに問題があるのじゃないかと思ふのです。こういう点は、ひとつ十分行政管理庁で……問題が起つてからではもうおそいですから、その前の事前指導ということをも十分

帳簿の整理とか、そういうものは、官庁式の簿記方法でやつていられるのですか。会社のような、ああいう勘定方式でやつていられるのですか。私はまだ見てないので、その点どうですか。

○政府委員(山口西君) 公社、公団につきましては、複式簿記を採用しております。ただ、決算につきましては、国の予算関係との関連で、従来の官庁会計にはほぼ同じような書き方をしておる面がございまして、内容、中身の経理につきましては、複式簿記、企業会計を採用しております。

○山本伊三郎君 じゃ行政管理庁としては、やっぱり、そういう公社の方式のような、そういう方向で指導されておるのですか。

やつては、もちろん、事業でございまして、そういう制度が妥当であるかと考へております。で、大企業会計を採用いたしました当初につきましては、いろいろ職員の方のなれの関係で問題がございまして、特にそういう会計の勘定の立て方についての誤りなどもかなりございまして、一時そういう点に相当重点を置いて監察をし指導をしたことがございまして、最近におきましては、そういう会計の技術的な面につきましては、それぞれ習熟いたしました。あまり問題はないと思つております。で、大企業会計の従来より方では、経営の実態を表すのに非常に不完全でございまして、複式簿記を採用していくというのにはやむを得ないと思ひます。——やむを得ないと思ひますか、むしろ妥当であるかと考へてお

ります。

○山本伊三郎君 また次の機会にその点少し突き進んで聞きたいのですが、なるほどあの企業会計、まあやむを得ないと思ひます。それは一応公団といえども企業形態をとつておりますから、まあそれは私はいいと思つております。またそれが能率が上がるんではないかと、地方の場合でも、企業関係をあつかつておる地方団体でもそういう会計の方法をとつておりますからいいんですが、企業会計のやり方をやると、やはりどこかに、まあ不正とは言いませんが、漏れる点もやはりあるのです。そういう点は、私は相当それがために十分皆さん方が指導してもらわねと、だんだんだんだんと、最初はそんなようなものは目立つようなものじゃないのですが、だんだん深く入っていくと、大きい問題が私はあると思う。ああいう企業形態になると、まあ自己監査の組織もあつて、役員といつても、ただまあ事務局から出されたものをずらつとこう見て、そうしてその場は一席懇談会をやつて、そうしてさうならというのが、これは大体それとおりですよ。だから、あんな監査役というような組織は、これは有名無実、ただ一つの形態に置いておるといふだけだと思ふのです。そうすると、それらを十分やつていただくのは、まあ今のところでは管理庁以外にはないと思つたのです。もちろん、各省から、道路公団であれば建設省、あるいはその他のいろいろ監督はございますが、これは私は、言い過ぎかもしれませんが、各省になると、そこにやはりコネがある。コネクション。やはり情実がある。そ

れが東北開発のああいう問題が今まで摘発されなかつた私は理由でなからうかと思ふ。各省は私は何も監督が不行き届きだとは言いませんが、やはりそういう、道路公団であれば、建設関係の古い役人と言へば悪いですが、そういう人がやはり重役になつたり幹部になつていられるのです。そうすると、監査しようにも、監査というのはなかなかできないのです。これは人情もありませんから。そういう点がわれわれ非常に問題であるので、私は、行政管理庁に何も味方するわけじゃないのですが、国のそういう公団なり行政なりを正しく運用するといふ役割は行政管理庁以外にはないといふわれわれは今の考え方でおるのですから、その点ひとつ川島長官は十分留意されて——今度のまあこの法案についてはそういう問題もない。むしろわれわれは、こういうものを少しでも、この公団、事業団といふのですか、そういうものの関係あるものはやはり監察を嚴重にしてもらいたいといふわれわれの意向です。この趣旨に沿つたものですから、反対する理由はない。そういう意味において、今後その点は十分やつていただきたいと思ひます。なお、今度の委員会のときには、若干今述べられた公団、公庫、まあ事業団は今までやつておられるかどうか知りませんが、それについての、どういふ問題点があつたかということ、全部でなくともいいですから、特徴的なものをひとつ報告をしていただくように、この機会にお願ひしておきます。

きょうは、僕の都合もありますけれども、これでひとつ質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) ちよつと速記とめて。

○委員長(河野謙三君) ちよつと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(河野謙三君) では速記をとって。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめて、これにて散会いたします。  
午後二時五十分散会

昭和三十七年四月十八日発行

昭和三十七年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第四十回 参議院内閣委員会